

令和7年度

教職員互助会の給付事業について

✿ 出産祝金 ✿

会員または会員の妻が出産したとき。



✿ 結婚祝金 ✿

会員が結婚したとき。
(退職後6ヶ月以内の結婚を含む。)



✿ 傷病見舞金 ✿

会員が公務外の傷病で休職し、
給料が減額又は無給となったとき。



✿ 銀婚祝金 ✿

会員が結婚25周年を迎えたとき。



その他に入学祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、退職慰労金などの給付があります。

※なお、給付の内容等につきましては高知県教職員互助会のホームページをご覧ください。

URL.<https://www.kokyogo.jp/>

給付の請求期限について

給付の請求期限は、事実の発生した日の翌日から3年以内です。

※ 会員資格を取得した日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となりますので、採用前や知事部局、国、市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象となりません。

【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917

ご請求はお済みですか？

— 高知県教職員互助会 —

互助会給付の請求もれはありませんか？特に入学祝金・銀婚祝金は請求がもれやすいのでご注意ください。

入学祝金

給付内容

会員の子が小学校に入学したときに、10,000円を給付します。

請求期間

小学校に入学する年度の4月1日から3年間。

例) 令和5年4月に小学校に入学した場合。

請求期間：令和5（2023）年4月1日～令和8（2026）年3月31日



必要書類

- ①入学祝金請求書
- ②入学児が公立学校共済組合の被扶養者ではない場合は、入学児の戸籍を添付してください。
- ※入学年度の4月1日以降に市区町村役場から発行されたもの（写し可、全ページをコピー）
- ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

銀婚祝金

給付内容

会員が婚姻届出から満25年を迎えたとき、20,000円を給付します。

※婚姻の届出をした日が起算日となります。



請求期間

満25年を迎えた日の翌日から3年間。

例) 婚姻日が平成10（1998）年6月10日の場合。

請求期間：令和5（2023）年6月10日～令和8（2026）年6月9日

必要書類

- ①銀婚祝金請求書
- ②請求者本人の戸籍
- ※婚姻届出から満25年目の日以降に市区町村役場から発行された戸籍（写し可、全ページをコピー）を添付してください。
- ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

- 戸籍謄本等の広域交付により、本籍地の市区町村以外にお住まいの場合でも、お住まいの市町村役場で戸籍謄本等の発行を受けることができます。
- 上記以外にも、結婚祝金・出産祝金・災害見舞金・傷病見舞金・死亡弔慰金・退職慰労金の給付があります。請求期間は給付事由が生じた日の翌日から3年間です。
- いずれの給付も、※会員資格を有する期間中に給付事由が生じた場合に対象となります（結婚祝金は退職後6ヶ月以内の婚姻届出も対象です。）。

※採用前や知事部局、国、市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象となりませんので、ご注意ください。

【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917

« 新しく公立学校共済組合の組合員となられた会計年度任用職員（パートタイム）の方へ »

高知県教職員互助会 加入のご案内

高知県教職員互助会は、高知県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福利の向上と生活の安定を図ることを目的とし、会員に対して医療給付等を行っている団体です。

■ 加入対象の方 ■

新たに公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得された、
会計年度任用職員（パートタイム）の方

※以前組合員資格があり、資格喪失後改めて資格取得した方を含みます。

※市町村費職員、当互助会退職互助部特別会員、再任用短時間職員は対象になりません。

■ 加入方法・申込期限 ■

公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得した日から1ヶ月以内に、
所属所長を通じて「加入申込書兼同意書」を当互助会へ提出してください。



※組合員資格を取得した日が互助会加入日となります。それ以外のタイミングでの加入はできません。
※加入申込書兼同意書の様式は、所属所または当互助会のホームページでご確認ください。

■ 対象の事業 ■

医療費補助金給付（100～5,000円／件）



【給付内容】会員本人の医療費自己負担額が1件^(注)につき2,500円を超えたとき、
超えた金額から7,500円までの範囲の金額に相当する額を給付します。
(100円未満は切り捨て)。注：月ごと、医療機関ごとを1件とします。

【給付例】

※給付要件等は変更になることがあります。

受診日	4月2日	4月10日	4月28日	合計額	2,500円を超えた額から7,500円までの範囲
自己負担額	A 病院		3,800円	3,800円	計算式：3,800 - 2,500 = 1,300
	B 歯科	3,500円		5,200円	計算式：7,500 - 2,500 = 5,000
	C 病院	1,080円			給付なし

☆ 4月分の医療費補助金は、【 A 病院分 1,300円 + B 歯科分 5,000円 】 = 6,300円 となります。

■ 掛金 ■

定額800円／月

※掛金は毎月の給与から控除します（控除できない
掛金は納付書で払い込みいただきます）。

■ その他 ■

臨時的任用教職員等への移行等、雇用形態が
変更となった場合は、対象の事業・掛金につい
ても変更となります。

【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917

互助会の会員資格等の取り扱いについて

高知県教職員互助会の会員資格等の取り扱いは下記のとおりです。

雇用形態によって対象の事業や掛金が異なりますので、ご確認ください。



区分	会計年度任用職員 (パートタイム)	左記以外 [正規職員・臨時の任用教職員・任期付職員 (フルタイム)・会計年度任用職員(フルタイム)等]												
加入の機会	①公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得したとき ②雇用期間に定めのある職員が雇用期間に定めのない職員となったとき ※市町村費職員・再任用職員(再任用短時間職員を含む)・当互助会退職互助部特別会員の方は加入対象になりません。													
加入対象	一般互助部	一般互助部 退職互助部												
対象の事業	医療費補助金給付 ※家族医療費補助金は含みません。	全事業 ※内容はホームページでご確認ください。 一般財団法人高知県教職員互助会トップページ ⇒ 高知県教職員互助会について												
掛金／月	定額 800 円	一般互助部：給料の月額の 6/1000 退職互助部：給料の月額の 8/1000												
雇用形態が 変わったとき	共済組合員資格が継続したまま雇用形態が変更となった場合、互助会資格についても継続します※ ¹ が、給付内容等は下記のとおり変更となります。 ※1：市町村費職員へ移行したとき・再任用職員となったとき・退職互助部特別会員となったときは除きます。 例) 下記①⇒②⇒③のとおり雇用形態に変更があった場合の、互助会会員資格。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>R 7/4/1</th> <th>R 7/8/1</th> <th>R 7/12/16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用形態 ① 令和7年4月1日～7月31日 会計年度任用職員(パートタイム)</td> <td>② 令和7年8月1日～12月15日 臨時の任用教職員</td> <td>③ 令和7年12月16日～ 会計年度任用職員(パートタイム)</td> </tr> <tr> <td>互助会会員資格 【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金</td> <td>【掛金】 給料月額の 6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業</td> <td>【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金</td> </tr> <tr> <td>R 7/4/1</td> <td>R 7/8/1</td> <td>R 8/1/1</td> </tr> </tbody> </table>			R 7/4/1	R 7/8/1	R 7/12/16	雇用形態 ① 令和7年4月1日～7月31日 会計年度任用職員(パートタイム)	② 令和7年8月1日～12月15日 臨時の任用教職員	③ 令和7年12月16日～ 会計年度任用職員(パートタイム)	互助会会員資格 【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	【掛金】 給料月額の 6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業	【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	R 7/4/1	R 7/8/1	R 8/1/1
R 7/4/1	R 7/8/1	R 7/12/16												
雇用形態 ① 令和7年4月1日～7月31日 会計年度任用職員(パートタイム)	② 令和7年8月1日～12月15日 臨時の任用教職員	③ 令和7年12月16日～ 会計年度任用職員(パートタイム)												
互助会会員資格 【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	【掛金】 給料月額の 6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業	【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金												
R 7/4/1	R 7/8/1	R 8/1/1												
※2：月途中で雇用形態が変更となった場合、互助会の掛金及び対象事業は翌月から変更となります。また、②の期間については退職互助部への加入も可能です(対象年齢の方)。														

【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917

退職互助部制度のご案内

互助会では、退職後の医療給付を始め、各種の福利厚生事業を実施する「退職互助部制度」を設けています。

退職互助部制度に加入されると、退職後も引き続き給付事業や厚生事業を受けることができます。

この機会に、退職互助部制度への加入について是非ご検討ください。

また、既に加入いただいている方（現職会員）については、退職後に特別会員となられることをおすすめします。

～今年度35歳の皆様へ～

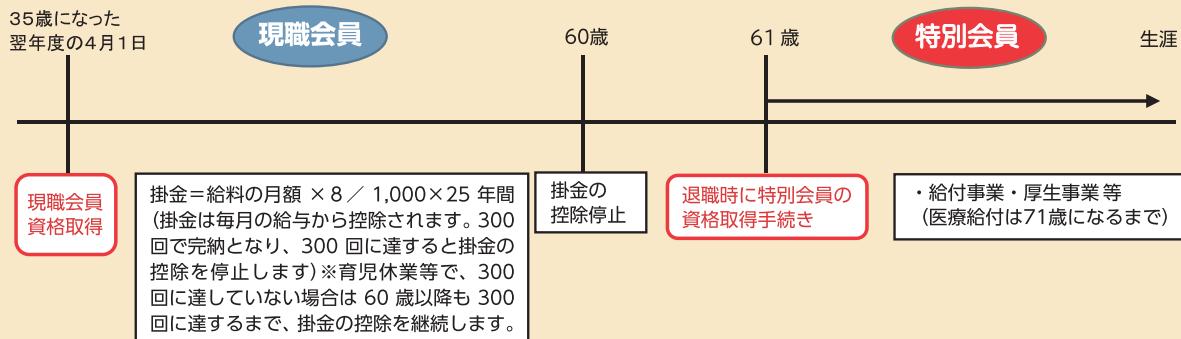
- ・35歳になった翌年度の4月1日に退職互助部の現職会員に加入
- ・該当の方には3月頃に事務局からお知らせしますので、この機会を逃さずにご加入ください。

～現職会員の皆様へ～

- ・退職された日の翌日に特別会員の資格を取得します。
- ・配偶者の方も「届出配偶者」の資格を取得できます。
- ・資格取得手続きについては互助会ホームページをご覧ください。

《退職互助部制度のイメージ図》

令和7年3月31日以降に退職される方（例：令和6年度末に定年退職の場合）



- ※ 1. 掛金率8／1,000は、退職後のご夫婦の医療給付を想定したものです。(単身の方には特別会員になる時に配偶者の掛金率に相当する額を給付します。)
- ※ 2. 退職時に45歳以上であれば特別会員になります。現職会員期間が25年未満の場合は掛金の不足分を納入いただきます。
- ※ 3. 退職して特別会員にならない場合は、納入された掛金相当額を給付します。

《医療費の補助が受けられます》

- ・在職中は、共済組合と一般互助部からの給付により医療費の自己負担が軽減されています。
- ・退職後はこれらの給付は受けられなくなりますが、退職互助部に加入していれば、引き続き71歳になるまで医療費の自己負担額を軽減することができます。
- ・退職後に日本国内の健康保険制度であれば、どんな健康保険に加入しても自己負担分が給付対象となります。また、公立学校共済組合高知支部の組合員またはその被扶養者及び高知県内の市町村で国民健康保険に加入した場合は、自動給付となりますので、請求書を提出せずに給付を受けることができます。

《退職後に受けることができる主な事業は・・・》

医療費補助金・配偶者医療費補助金(71歳になるまで医療費の負担が軽減されます)、長寿祝金、弔慰金、入院見舞金、旅行補助、指定宿泊施設利用補助、サークル活動助成

【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917

定年年齢の引き上げに伴う退職互助部制度の変更について

1. 制度変更の内容（令和6年4月1日施行）

①加入年齢及び掛金について

加入年齢は36歳で変更しないこととし、※若年者加算金の基準年齢を下記③のとおり段階的に引上げることとしました。

※若年者加算金とは

退職互助部の掛金は、主に特別会員及び届出配偶者に対する医療費補助金・配偶者医療費補助金を、定年退職から70歳に達するまでの10年間給付することを想定したもので、定年前に退職された場合は、給付を受ける期間が10年を上回るため、その上回る期間分の給付に充てるためのものです。

②給付について

医療費補助金・配偶者医療費補助金の受給期間を、定年年齢の引き上げに合わせて、給付対象受診月の上限を下記③のとおり段階的に引き上げることとしました。

また、入院見舞金の対象年齢についても、下記③のとおり段階的に引き上げることとしました。

③制度変更内容一覧

定年年齢	退職日 特別会員資格取得日	若年者加算金の基準年齢	医療費・配偶者医療費補助金給付対象受診月の上限	入院見舞金の対象年齢	備考
61歳	令和7年3月31日～令和9年3月30日 令和7年4月1日～令和9年3月31日	61歳	71歳を迎える月まで	71歳～	
62歳	令和9年3月31日～令和11年3月30日 令和9年4月1日～令和11年3月31日	62歳	72歳を迎える月まで	72歳～	
63歳	令和11年3月31日～令和13年3月30日 令和11年4月1日～令和13年3月31日	63歳	73歳を迎える月まで	73歳～	
64歳	令和13年3月31日～令和15年3月30日 令和13年4月1日～令和15年3月31日	64歳	74歳を迎える月まで	74歳～	
65歳	令和15年3月31日～ 令和15年4月1日	65歳	※75歳を迎える前日まで	75歳～	※75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行

2. 制度変更の概略図（定年退職の場合）

①制度変更前（R7.3.30以前の退職者）

現職会員加入（36歳に達する年度の4月1日） 特別会員資格取得（60歳） 医療給付受給期間満了（70歳）

給料から毎月掛金控除（給料の月額 × $\frac{8}{1,000} \times 300$ 回）	医療費補助金・配偶者 医療費補助金受給期間	長寿祝金、入院見舞金（70歳以上）、 旅行補助等の事業対象期間
加入年齢到達・採用・転入等	退職	



②制度変更後（R7.3.31以降の退職者）

加入年齢変更無し、医療給付受給期間満了及び入院見舞金の対象年齢を定年年齢に応じて71歳～75歳まで段階的に引き上げ

現職会員加入（36歳に達する年度の4月1日） 特別会員資格取得（61歳～65歳） 医療給付受給期間満了（71歳～75歳）

給料から毎月掛金控除（給料の月額 × $\frac{8}{1,000} \times 300$ 回）	掛金控除停止 ※300回未満の場合は控除継続	医療費補助金・配偶者 医療費補助金受給期間	長寿祝金、入院見舞金（71歳～75歳以上）、旅行 補助等の事業対象期間
加入年齢到達・採用・転入等	60歳	退職	

【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917